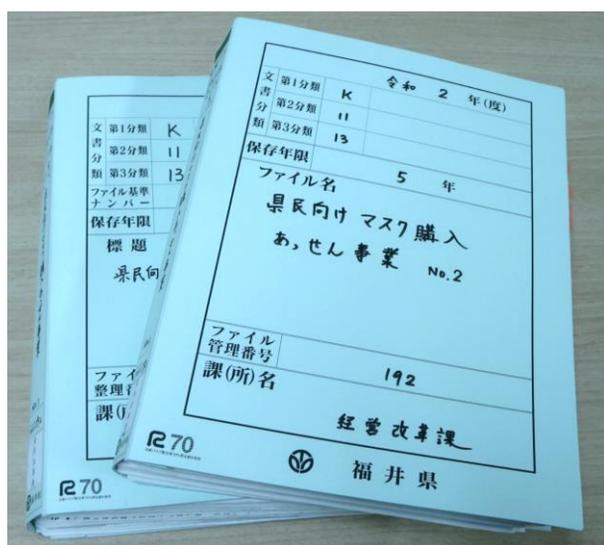


未来へ残す ふくいの公文書

2019年（平成31）3月、「福井県文書規程」（訓令）が改正されました。これにより文書の廃棄が決定される前に、文書館長が指定した文書を移管する仕組みとなり、県の文書管理制度に文書館への移管が明確に位置づけられることになりました。あわせて県庁各課が文書館に対して、指定のための有用な情報提供ができる条項も追加されました（65条2項）。

今後も文書館は、県の関係各所と連携し、**将来の県民にとって重要な歴史資料となる公文書**を収集・保存していきます。



県民向けマスク購入あっせん事業に関する簿冊
(2020年)



電子クーポン「ふく割」に関する簿冊
(2021年)

近年の県政に関する公文書の例（現在は県庁にて保管）

いま使われている公文書も、将来的には
「**歴史的公文書**」になるはぴっ!?

